



第2章 環境施策の検証

- 1 上越市の概況
- 2 環境政策の動き
- 3 環境の現状と課題
- 4 環境施策の検証



1 上越市の概況

(1) 位置

新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市、長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接しています。



(2) 面積・広がり

東西44.6km、南北44.2km、面積973.32m²の地域です。

市の中央部には、関川、保倉川等が流れ、この流域に広がる高田平野を取り囲むように、米山山地、東頸城丘陵、関田山脈、南葉山地、西頸城山地などの山々が連なっています。また、海岸線には砂丘が続き、砂丘と平野の間には天然の池沼群が点在しています。

中山間地域や田園地域のほか、市街地にも神社や公園の緑が散在しています。このような「みどり」や水辺は動植物の生息・生育環境であるとともに、市民の暮らしの中にあるおいとやすらぎを与えるためにも重要なものであり、人と自然が共生する地域環境を形成する上で不可欠な要素となっています。

(3) 交通

古くから交通の要衝として栄え、現在も重要港湾である直江津港や北陸自動車道、上信越自動車道のほか、JR北陸本線、JR信越本線、ほくほく線などがあります。さらに、北陸新幹線や上越魚沼地域振興快速道路などのプロジェクトが進行するなど、三大都市圏とほぼ等距離に位置する陸・海の交通ネットワークが整った地方都市です。

(4) 沿革

昭和46年：高田市と直江津市が合併

平成17年：周辺の13町村（安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町）と合併

平成19年：特例市に移行

(5) 気象

気候は、海岸平野部と内陸山間部では多少異なりますが、四季の変化がはっきりしており、冬に降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海型です。

冬期は日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響による大量の降雪のため、海岸部を除いた

地域は国内有数の豪雪地帯となっています。

春は晴天の日が多く、夏は8月を中心に暑さが厳しくなります。

年平均気温は14℃前後ですが、1月から2月の積雪時には氷点下になることもあります。過去5年の年間平均降水量は、およそ2,883mm、湿度は76%前後です（いずれも高田観測所観測値による）。

○高田観測所（標高13m）

年	気 温 (°C)			降水量 (mm/年)	平均湿度 (%)	降雪量 (cm/年)	最深積雪 (cm)
	年平均	日最高 (月/日)	日最低 (月/日)				
平成14	13.9	36.7 (9/ 1)	-4.5 (1/20)	3,072	77	367	79 (2/13)
15	13.7	37.1 (9/13)	-6.0 (2/13)	2,511	76	370	54 (12/11)
16	14.6	38.9 (7/31)	-5.8 (2/11)	2,694	74	433	87 (1/26)
17	13.5	35.2 (9/ 7)	-5.9 (2/21)	3,060	76	579	126 (2/12)
18	13.5	37.4 (8/17)	-6.7 (2/ 4)	3,076	76	633	162 (2/ 5)

(注) 降雪量、最深積雪は寒候年（前年8月から当年7月の1年間）の観測値

(6) 人口

人口は、平成14年に初めて死亡数が出生数を上回り、減少傾向が続いています。今後、少子化や人口の大都市一極集中の傾向は一層加速するともいわれており、上越市の人口は、平成27年（2015年）には20万人を割り込む可能性があります。

(各年3月31日末現在)

年	区分	世 帯 数	人 口 (人)	人口の増減 (人)
平成15		68,531	211,773	△ 558
16		69,471	211,866	93
17		70,049	211,318	△ 548
18		70,687	210,543	△ 775
19		71,148	209,539	△ 1,004

(注) 数値は、現在の市域に合わせたもの

資料：市民課

(7) 産業

就業者数の動向を見ると、昭和60年～平成17年の20年間で、全市の就業者数は約7千人減少しています。その内訳を見ると、第1次産業では約1万1千人、第2次産業では約5千人減少しているのに対し、第3次産業では約9千人増加しています。

○就業者数

(平成17年10月1日現在)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
人 数 (人)	7,569	33,538	62,902	474	104,483
割合 (%)	7.2	32.1	60.2	0.5	100

資料：国勢調査

○工業の状況（4人以上の事業所）

（各年12月31日現在）

年	区分	事業所数	従業員数（人）	製造品出荷額等（万円）
平成14		499	16,748	46,434,861
15		497	16,752	49,184,611
16		477	17,122	53,988,510 ※
17		473	16,961	53,295,173

※は旧牧村の数値が公表されていないため含まれない。

資料：工業統計調査

（注）数値は、現在の市域に合わせたもの

○商業の状況

（各年6月1日現在）

年	区分	商店数	従業員数（人）	売場面積（㎡）	年間販売額（百万円）
平成9		3,656	19,544	298,333	668,474
11		3,555	20,000	279,886 ※	596,294
14		3,286	19,580	286,304	506,364
16		3,076	17,707	277,096	447,568

※は旧安塚町、旧大島村、旧清里村の数値が公表されていないため含まない。

資料：商業統計調査

（注）数値は、現在の市域に合わせたもの

(8) 土地利用

土地利用は、高田、直江津などが市街地となっているほか、その周辺で、土地区画整理事業などにより宅地化、商業地化が進み、都市的土地利用がなされています。これより東側の地域では、農業を中心とした土地利用が進められています。中山間地域は、農業生産機能のほか、景観*や環境保全機能を有しており、山地、池沼、海岸線は県立自然公園に指定されるなど、自然をいかしたレクリエーションの場として活用されています。さらに、多くの工業団地があり、直江津港や高速自動車道など交通ネットワークを利用した産業も展開されています。

○地目別土地利用現況

単位：面積（ha）（各年1月1日現在）

年	区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成17		17,781.4	2,814.7	4,390.9	52.9	22,144.6	4,499.1	1,074.6	5.3	52,763.5
18		17,728.0	2,805.3	4,437.3	53.0	22,113.8	4,509.5	1,144.6	5.4	52,796.9

資料：資産税課



2 環境政策の動き

(1) 国の動き

- ・平成18年4月に、環境基本法*第15条に基づき、「政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの」である第3次環境基本計画を閣議決定しました。
- ・平成17年2月の京都議定書*発効に伴い、日本の削減目標「2008年から2012年までの温室効果ガス*排出量の平均を1990年比で6%削減すること」を達成しなければなりません。また、平成20年1月から約束期間が始まり、地球温暖化*対策が重要課題となっています。
- ・第3次環境基本計画「第2章 今後の環境政策の展開の方向(持続可能な社会をつくり出すための考え方)」では、以下のような方向性が示されました。

① 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上

- ア 環境効率性の向上、環境と経済の好循環の実現による「より良い環境のための経済」と「より良い経済のための環境」の実現
- イ 地域コミュニティ再生を通じた「より良い環境のための社会」と「より良い社会のための環境」の実現
- ウ 100年後の世代にも伝えられるライフスタイルへの転換に向けて

② 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成

- ア 自然環境の多様性の維持と質の回復・向上による、ストックとしての国土の価値の増大
- イ 既存ストックの活用や農林水産業の機能にも着目した、環境保全上の観点から考えられる持続可能な国土づくりの推進

③ 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組

- ア 科学的知見、科学技術の充実
- イ 施策決定における最大限の科学的知見の追求
- ウ 予防的な取組方法の考え方などによる、不確実性を踏まえた施策決定と柔軟な施策変更

④ 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進

- ア 国、地方公共団体、国民の役割を踏まえた連携の強化
- イ 施策プロセスへの広範な主体による参画の促進
- ウ 行政と国民とのコミュニケーションの質量両面からの向上

⑤ 国際的な戦略を持った取組の強化

- ア 国際的枠組みでの持続可能な開発を目指した戦略的な取組の強化
- イ 国際的なルールづくりへの積極的な参画

ウ 国際社会の状況を意識した我が国における持続可能な社会づくり

⑥ 長期的な視野からの政策形成

ア 50年といった長期的な視野を持った取組の推進と超長期ビジョンの策定

イ 長期的な取組のための知見の充実

表2-1 法令、計画の策定状況（上越市第1次環境基本計画策定（平成10年1月）以降）

年度	年月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	エネルギー・物質循環	地球環境	参加・行動
平成10年度	H10. 6	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）制定	○			○		
	H10. 6	地球温暖化対策推進大綱策定					○	
	H10.10	地球温暖化対策の推進に関する法律制定				○	○	
平成11年度	H11. 7	ダイオキシン類対策特別措置法制定	○					
	H11. 7	食料・農業・農村基本法制定	○	○	○			
	H11. 7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法*）制定	○					
平成12年度	H12. 5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）制定				○	○	
	H12. 5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）制定	○			○		
	H12. 6	循環型社会形成推進基本法制定	○			○		
	H12. 6	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）制定	○			○		
	H12.12	第二次環境基本計画閣議決定	○	○	○	○	○	○
平成13年度	H13. 6	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）制定	○					
	H13. 6	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）制定					○	
	H13. 7	森林・林業基本法制定		○				
	H14. 3	新・生物多様性国家戦略策定		○				
平成14年度	H14. 5	土壌汚染対策法制定	○					
	H14. 6	エネルギー政策基本法制定				○		
	H14. 7	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）制定				○		
	H14. 7	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）制定	○			○		
	H14.12	自然再生推進法制定		○				
	H14.12	バイオマス・ニッポン総合戦略閣議決定				○		
	H15. 3	循環型社会形成推進基本計画閣議決定	○			○		
平成15年度	H15. 7	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）制定						○
平成16年度	H16. 6	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）制定						○
	H16. 6	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）制定		○				
	H16. 6	景観線三法制定			○			
平成17年度	H17. 4	京都議定書目標達成計画閣議決定					○	
	H17. 5	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）制定	○					
	H18. 3	新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定				○		
平成18年度	H18. 4	第三次環境基本計画閣議決定	○	○	○	○	○	○

(2) 県の動き

- ・平成19年3月に、新潟県環境基本条例第10条に基づき、「県内の環境の保全に関する総合的かつ長期的な大綱を定めるもの」である「新潟県環境基本計画（2007-2016）」を公表しました。
- ・新潟県環境基本計画「第3章 計画の基本的な方向」では、次のような方向性が示されました。

① 新潟県環境基本計画における基本的方向性

ア 基本理念

基本理念

環境が拓く魅力あふれる新潟の暮らし
～新潟エコスタイルの実現～

新潟エコスタイルとは？

以下が実現された新潟の生活行動スタイルを指します。

- ①自然の恵みと、安全で快適な環境の中で、心豊かな暮らしが営まれていること
- ②「チーム・マイナス6% in にいがた」*への参加など、身近な環境保全の取組がなされていること
- ③社会全体の中に、環境を意識し、配慮した行動や事業活動が定着していること

イ 政策指標

政策指標

環境に関する満足度と好感度の向上

ウ 基本目標

基本理念を具現化するため、次の3つの基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標

- 豊かな自然とふれあう新潟の実現
- クリーンな水、さわやかな空気の新潟の実現
- 環境の環が広がる新潟の実現

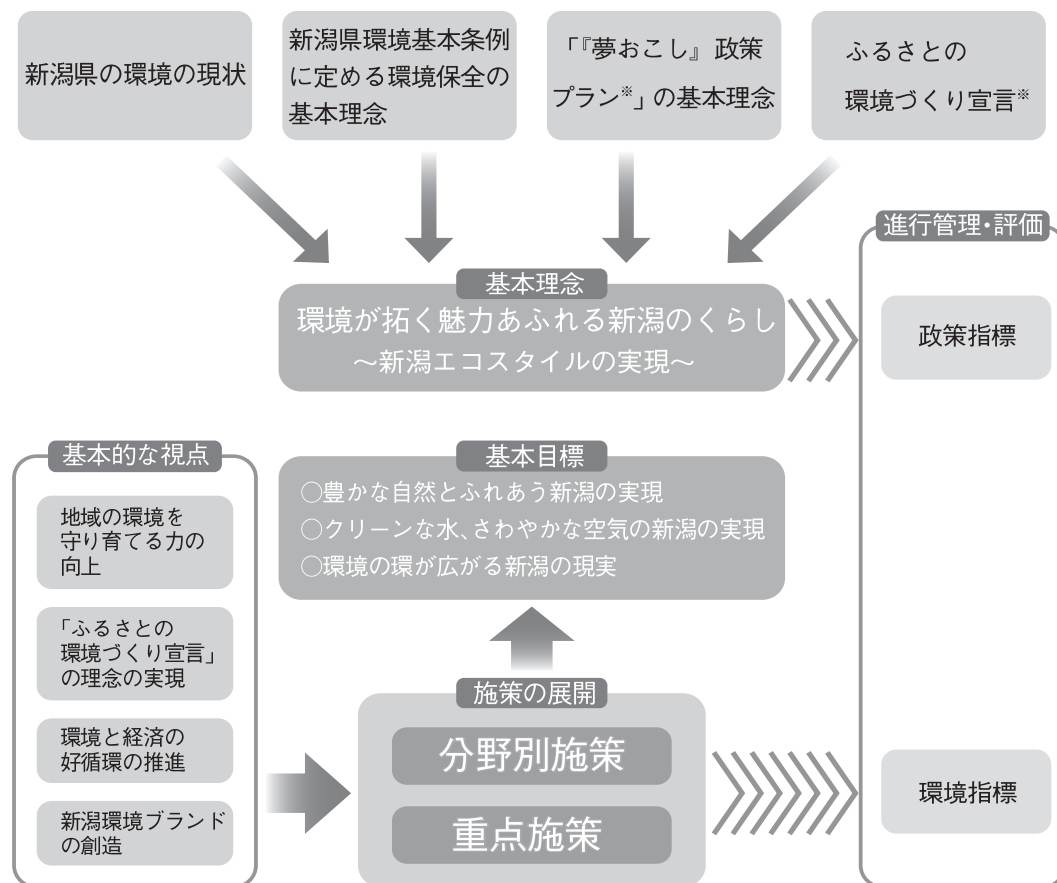
エ 基本的な視点

- (ア) 地域の環境を守り育てる力（＝地域環境力）の向上
- (イ) 「ふるさとの環境づくり宣言」の理念の実現
- (ウ) 環境と経済の好循環の推進
- (エ) 新潟環境ブランドの創造

オ 施策の展開方向

- (ア) 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり
- (イ) 自然と共生した潤いのある社会づくり
- (ウ) 環境に負荷の少ない安全で快適な社会づくり
- (エ) 資源循環型の社会づくり
- (オ) 地球環境問題*に積極的に取り組む社会づくり
- (カ) 環境保全の共通基盤の整備

■計画の基本的な方向



※チーム・マイナス6%inにいがた

京都議定書*の発効に伴い、基準年から6%の温室効果ガス*排出量の削減を達成するために、国では、冷暖房温度の適正な設定やエコドライブ*など、温暖化防止のための6つの行動の実践を呼び掛ける国民運動「チーム・マイナス6%」を展開しています。本県では、この運動に呼応した県民運動を「チーム・マイナス6%inにいがた」とし、地球温暖化*防止に向けた取組を進めています。

※「夢おこし」政策プラン

これまでの新潟県長期総合計画に替わり、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現」を基本理念として平成18年7月に策定された、県の新たな最上位の行政計画です。

※ふるさとの環境づくり宣言

新潟水俣病の公式発表から40年を迎えることを契機に、平成17年6月に示した行政運営の方向性です。新潟水俣病の教訓を風化させることなく、被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らしていただけるよう全力を傾けるとともに、ふるさとのかけがえのない自然を二度と汚さないことを最優先に行政運営を行っていくことをうたっています。

出典：新潟県環境基本計画（2007-2016）

② 計画の策定や活動など（上越市第1次環境基本計画策定（平成10年1月）以降）

年度	年月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	エネルギー・物質循環	地球環境	参加・行動
平成9年度	H10. 3	環境にやさしい新潟県の率先行動計画策定	○	○	○	○	○	○
	H10. 3	新潟県ごみ減量化・リサイクル行動指針策定	○			○		
平成10年度	H10. 4	酸性雨研究センターを新潟に誘致・設置					○	
	H11. 3	新潟県ごみ処理広域化計画策定	○			○		
平成11年度	H11. 4	公共関与による廃棄物広域処理施設の整備	○			○		
	H11.10	新潟県環境影響評価条例制定	○	○				
	H12. 3	新潟県水環境保全基本方針策定	○	○	○	○		○
平成12年度	H12.10	酸性雨研究センターを東アジア酸性雨モニタリングネットワークに指定					○	
平成13年度	H13. 4	新潟県長期総合計画（新潟・新しい波）の未来戦略として「資源再生・ごみ半減戦略」策定	○			○		
	H13.12	新潟県グリーン購入調達方針策定				○	○	
平成14年度	H14. 4	新潟県環境基本計画中間改訂	○	○	○	○	○	○
	H14. 9	本庁舎ISO14001*取得	○	○	○	○	○	○
	H14. 9	第一次新潟県廃棄物処理計画策定	○			○		
	H14. 9	第三期新潟県分別収集促進計画策定	○			○		
	H15. 3	新潟県公共事業環境配慮指針策定	○	○		○	○	
平成15年度	H15. 7	新潟県産業廃棄物税条例制定（産業廃棄物税の創設など）	○			○		
	H16. 1	12河川14水域の水質環境基準類型指定改定告示	○					
	H16. 3	新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正（土壌・地下水汚染に関する調査、報告、対策関係）	○					
平成16年度	H16.12	新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例制定	○			○		
平成17年度	H17. 4	地球温暖化防止活動推進センターを指定					○	○
	H17. 7	新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例改正（既設事業場の緩和規定廃止等）	○					
	H17.12	新潟県アスベスト排出及び飛散の防止等に関する条例制定	○					
	H18. 3	第二次新潟県廃棄物処理計画策定	○			○		
	H18. 3	新潟県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定	○					
平成18年度	H19. 3	環境基本計画（2007-2016）策定	○	○	○	○	○	○

(3) 市の動き

- ・上越市では、地球環境問題*に対して、市民一人ひとりが地球市民としての自覚と意識を持ち、地球環境を保全・改善していくために、平成10年6月「地球環境都市宣言」を行いました。
- ・廃棄物処理法の規定に基づき、地域の実情に即したごみ処理及び生活排水*処理に係わる長期ビジョンを明確にするとともに、発生抑制・循環的利用・適正処理等の施策をこれまで以上に推進するため、平成18年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。
- ・地球温暖化*対策の推進に関する法律の規定に基づき、市の事務・事業からの温室効果ガス*の排出量を削減するための「上越市地球温暖化防止実行計画*」を平成18年3月に策定しました。
- ・平成19年4月から特例市に移行したことにより、環境、都市計画・建築、産業・経済の各行政分野に関し、一般市よりも多くの権限が委譲され、市自らの決定権、裁量権が広がりました。

① 計画の策定や活動など

年度	年月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	エネルギー・物質循環	地球環境	参加・行動
平成9年度	H10. 1	上越市環境基本計画策定	○	○	○	○	○	○
	H10. 2	環境ISO14001*の認証取得	○	○	○	○	○	○
	H10. 3	上越市都市景観形成基本計画策定			○			
平成10年度	H10. 6	地球環境都市宣言	○	○	○	○	○	○
	H10. 6～	上越市環境大賞開始						○
	H11. 2	上越市環境行動計画の策定						○
平成11年度	H11. 4	上越市都市計画マスタープラン策定			○			○
	H11. 4	上越市緑の少年団の結成		○				
	H11. 4～	上越しみどりの日フェスティバル開始		○				
	H11. 6	上越市環境情報センターを開設						○
	H11. 7	地球環境学校中ノ俣学習施設を開校		○				○
	H11.11	廃食用油をディーゼル車の燃料として使用 (H16.10からは家畜飼料としてリサイクル*)	○			○		

年 度	年 月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	エネルギー・物質循環	地球環境	参加・行動
平成11年度	H12. 3	「上越市民ごみ憲章」の制定	○			○		
	H12. 3	上越市食料・農業・農村基本条例制定	○	○	○			
	H12. 3	上越市緑の基本計画策定		○	○			
	H12. 3	上越市景観条例制定（施行は同年10月）			○			
	H12. 3	上越地域広域行政組合 汚泥リサイクルパーク設置	○			○		
	H12. 3 ～H15. 2	風力発電施設の導入（1～3号基）				○	○	
	H11～H12	地球環境大使の養成	○	○	○	○	○	○
平成12年度	H12～	市民版ISO（エコライフ家庭）の実施				○	○	○
	H13. 3	上越市緑のネットワーク基本計画（上越市道路緑化基本計画）策定		○	○			
	H13. 3	上越市食料・農業・農村基本計画策定	○	○	○			
	H13. 3	「上越市民みどりの憲章」の制定		○	○			
	H13. 3	上越市森林整備計画策定		○				
平成13年度	H13. 7～	上越市ISOクラブ設立						○
	H13. 7～	全市クリーン作戦開始	○			○		
	H13.10	上越市景観形成基本計画策定			○			
	H13.10～	ごみ分別を13品目で実施	○			○		
	H14. 2	上越市地域新エネルギービジョン策定				○	○	
	H14. 3	あるいて暮らせるまちづくり策定			○			
	H13～	みどりのアドバイザー派遣			○			
平成14年度	H14. 4	くわどり市民の森ランドオープン		○				○
	H14. 6	ごみヘルパーの設置	○			○		
	H15. 3	農村環境計画策定（合併前の上越市）	○	○	○			
平成15年度	H15. 4～	不法投棄夜間パトロールを開始	○			○		
	H15. 5～	どんぐりの森整備モデル事業を開始		○			○	
	H15. 7～	家庭ごみの特別収集デー開始	○			○		
	H16. 2	雁木の保存と活用に関する基本方針策定			○			
	H16. 3	第5次総合計画策定	○	○	○	○	○	○

年 度	年 月	内 容	生活環境	自然環境	快適環境	エネルギー・物質循環	地球環境	参加・行動
平成16年度	H16. 4	悪臭臭気規制の一元化	○					
	H16. 5～	剪定枝特別収集の実施	○			○		
	H16. 7	新市建設計画策定	○	○	○	○	○	○
	H16.10～	上越市環境市民会議の設置						○
	H16.12	上越市新エネルギー導入推進検討委員会の設置				○	○	
	H17. 1	周辺13町村と合併						
	H17. 1～	『あなたの家を地域の木で』推進協議会設立			○	○		
	H17. 2～	3Rオフィスクラブ認定制度の開始	○			○		○
	H16～	上越市ごみ減量市民運動	○			○		○
平成17年度	H17. 4～	学校給食に無洗米のコシヒカリを供給	○				○	
	H17. 4	ESCO事業*を市役所第1庁舎に導入				○	○	
	H17. 4～H18. 3	森の案内人養成講座実施		○				○
	H17. 6	上越市不法投棄防止情報連絡協議会を設立	○			○		
	H17. 6	グリーン購入基本方針、調達方針策定				○	○	
	H17. 7	上越市バイオマスタウン構想策定				○	○	
	H17. 7～	「夏季の軽装運動」、「冬の省エネルギーの取組」の開始				○	○	
	H17. 9	上越市大規模開発行為の適正化に関する条例制定		○	○			
	H17. 9～	エコアクション21認証取得支援プログラムの開始						○
	H18. 3	上越市一般廃棄物処理基本計画策定	○			○		
	H18. 3	上越市森林整備計画改訂		○				
H18. 3	上越市地球温暖化防止実行計画*策定				○	○		
平成18年度	H18. 6	JAえちご上越 水稲3割減栽培の取組開始	○	○				
	H18. 8	名立取水ダムの集水区域、正善寺ダム集水区域の周縁部の一部を水源保護地域に指定		○		○		
	H18. 8	上越市自然環境保全条例策定検討委員会設置		○				○
	H18.10～11	廃棄物減量等推進審議会からの中間報告を受け、家庭ごみ有料化にかかる市民説明会を開催	○			○		

第2章 環境施策の検証

年 度	年 月	内 容	生 活 環 境	自 然 環 境	快 適 環 境	エ ネ ル ギ ー ・ 物 質 循 環	地 球 環 境	参 加 ・ 行 動
平成18年度	H18.12 ～H19.3	上越市地球温暖化対策地域環境リーダー育成講座の実施					○	○
	H19.2	廃棄物減量等推進審議会「事業系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進方策等について」最終答申	○			○		
	H19.2～	上越市版レッドデータブック作成検討委員会の設置		○				
	H19.3	廃棄物減量等推進審議会「家庭系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進方策等について」最終答申	○			○		
	H19.3	上越市総合交通計画策定	○				○	
	H19.3	柿崎川ダムの集水区域を水源保護地域に指定		○		○		
平成19年度	H19.4	特例市に移行						
	H19.4～	上越市地球温暖化対策地域環境リーダー活動開始					○	○
	H19.12	第5次総合計画改定	○	○	○	○	○	○

② 第1次環境基本計画の主な成果

ア 環境保全意識の啓発

(ア) 『環境への満足度の高さ、環境改善活動の浸透』

i 環境市民アンケート（平成16年度実施 回答数1,772人）結果

調査期間【合併前の上越市】平成16年11月30日～12月14日

【13 区】 平成17年1月20日～2月4日

上越市の環境への満足度については、「みどり」、「空気のきれいさ」、「生き物の豊かさ」に対する満足度が高くなっています。また、「ごみ出しのルールを守る」、「電気をこまめに消す」など日常生活の中で比較的簡単にできる環境保全の取組が浸透してきていることがうかがえます。

■環境の満足度

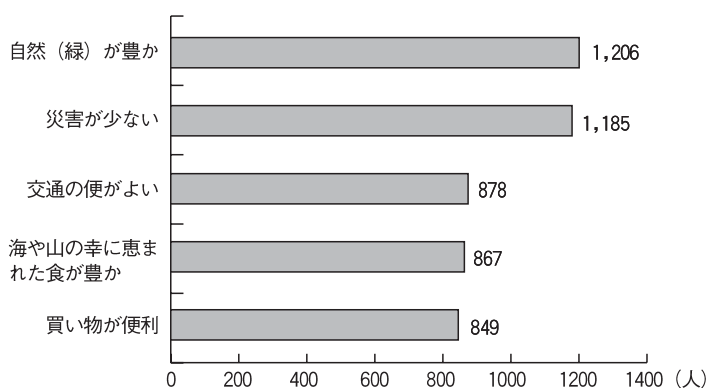
上越市の環境の満足度		
1位	森や林などの山のみどりの豊かさ	86.7%
2位	空気のきれいさ	86.2%
3位	野鳥、昆虫など生き物の豊かさ	76.8%
4位	不快に感じるにおいが少ない	76.5%
5位	公園などのまちのみどりの豊かさ	74.1%

■環境改善活動への取組

環境改善活動への取組		
1位	ごみは決められた場所・時間ルールを守って出す	92.4%
2位	人のいない場所の電気はこまめに消す	87.6%
3位	三角コーナーなどを利用し、生ゴミを流さないようにする	82.2%
4位	修理できるものは修理して利用する	81.8%
5位	食器洗い、洗顔、風呂等では節水を心がける	80.6%

ii 市民の声アンケート（平成17年度実施、回答数1,845人）結果

上越市の暮らしやすさを感じることで「自然（緑）が豊かである」との回答が1,206人と最も多く、また満足度の高い取組として、環境分野では「ごみ減量とリサイクル*」、「生活排水*の処理対策」があげられています。

■暮らしやすさをどんなところに感じますか。
（複数回答）（上位5位まで）

■満足度の高い取組（上位5位まで）

満足の高い取組	
1位	安全な水道水の安定供給
2位	ごみ減量とリサイクル
3位	生活排水の処理対策
4位	健康づくり
5位	主要幹線道路の整備

イ 生活環境

(ア) 『環境基準*の達成（平成17年度）』

- ・大気については光化学オキシダント*以外全ての環境基準が達成されました。
- ・水質*については調査箇所の全ての地点で環境基準が達成されました。
- ・騒音*については平成9年度では環境基準の達成率が31%に対し、平成17年度においては78%と改善されました。

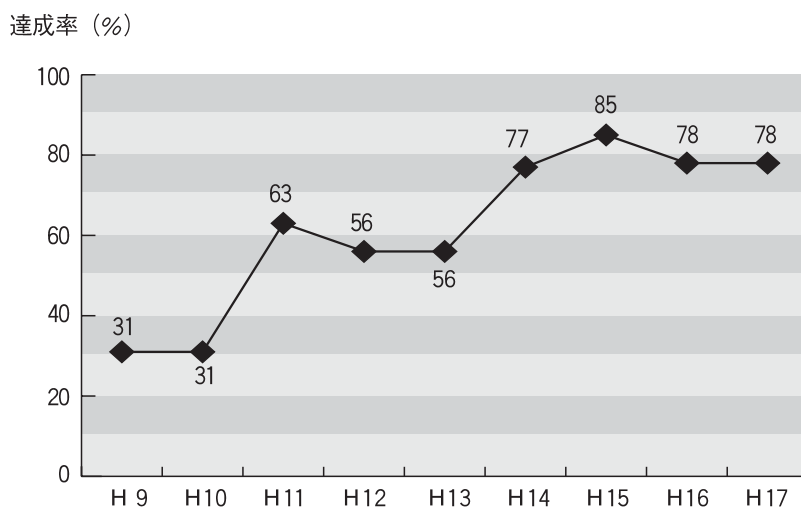


図2-1 騒音環境基準達成率経年推移

(イ) 『家庭ごみのリサイクル*率の向上：39.3%（平成17年度）』

平成13年度から13品目での分別を開始し、平成14年度からはごみヘルパーの設置やごみ集積所パトロール等を実施しています。その結果、家庭ごみのリサイクル率が平成9年度では14.2%に対し、毎年着実に向上し、合併後の平成17年度では39.3%と大幅に向上しました。

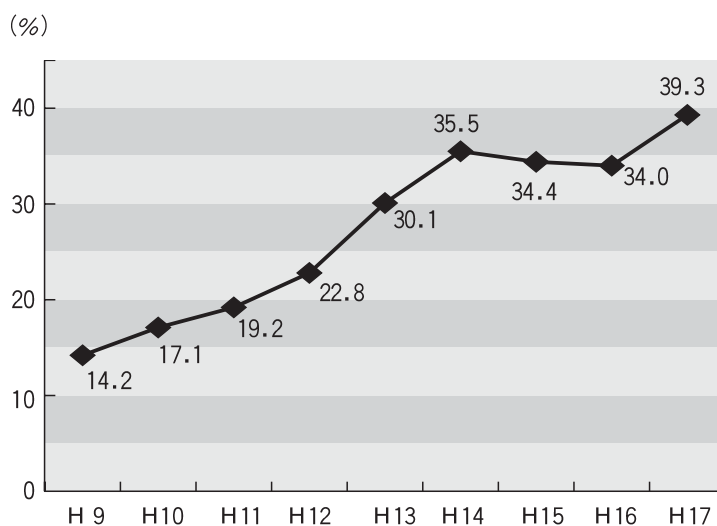


図2-2 家庭ごみのリサイクル率の推移

ウ 自然環境

(ア) 『自然体験の場の整備』

i 市民の森の整備

里山管理や植林等の森林保全体験や自然の中での環境学習の場として、西部中山間地域の桑取地区の里山（272ha）にくわどり市民の森を整備しました。平成14年4月29日にオープンし、累計で約1万8千人が利用しています。

また、市町村合併により光ヶ原わさび田の森（板倉区）、光ヶ原みずばしょうの森（板倉区）、三和薬師いこいの森（三和区）が市民の森として新たに指定されました。

ii 里のこどもの国整備

市街地周辺にあるにもかかわらず、多くの貴重な自然が残されている上真砂・杉野袋・下百々にまたがる31haの二貫寺の森を、地域の皆さんの協力により、いつでもだれもが貴重な動植物と触れ合え、気軽に自然観察ができる里のこどもの国として整備しました。

(イ) 『都市の緑化の推進』

i パークパートナーの浸透：100公園で実施（平成17年度）

公園は、地域のオアシスとして憩いの場、地域活動の場であり、公園管理に地域住民が積極的に関わるにより使い勝手のよい、より地域に密着した公園整備ができるとともに、地域の連携、コミュニティの醸成にもつながっています。平成17年度は、100公園で町内会等の協力を得て、除草作業などを行いました。

ii 空閑地緑化の推進：71町内会 9.5ha（平成17年度）

地域景観*の向上と自然環境保全意識の高揚を図るため、住民参加による空閑地へのコスモス植栽を行いました。平成17年度は、71町内会で9.5haに植栽しました。

エ 地球環境

(ア) 『新エネルギー*の導入』

i 新エネルギーの導入実績

事業名称	設置数	発電出力	設置場所
風力発電施設の導入	4施設	2,700kW	直江津港、三の輪台、うみてらす名立
公共施設への太陽光発電装置の導入	13施設	171.9kW	雁木通りプラザ、市民プラザ、各小中学校等
浄化槽汚泥処理施設におけるメタンガス*発電	1施設	200kW	汚泥リサイクルパーク
雪冷熱エネルギーの導入	14施設	—	雪のまちみらい館、安塚中学校等
住宅用太陽光発電システム設置費補助	補助実績 120件 (H17年度まで)	484.33kW	個人の住宅

(イ) 『ESCO事業**の導入』

省エネルギーの推進及び環境負荷の低減、さらに光熱水費の効果的な削減を図るため、「ESCO事業*」を平成17年4月から市役所第1庁舎に導入しました。

※ESCO事業 ビル等の省エネルギー化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などの包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。市は、それらのサービスの対価として、ESCO事業者へ委託料を支払います。

項目	ESCO事業導入の成果
光熱水費の削減額	10,284千円/年 (内訳：電気4,549千円、ガス4,985千円、水道750千円)
エネルギー削減率	27.7% (原油換算133kℓ)
二酸化炭素*削減率	29.5% (CO ₂ 換算217,848kg-CO ₂ ；約40世帯分に相当*)
導入内容	冷温水発生機(2台)の更新、照明器具の高効率化、節水装置取付等

※ 全国平均 約5,500kg-CO₂/世帯により換算



3 環境の現状と課題

(1) 公害のないまち、安全なまち

① きれいな空気を守る

ア 工場・事業所等固定発生源対策の推進

- ・平成10年度に上越市生活環境の保全等に関する条例の改正により、法律対象外の施設の市への届出が必要となり、これにより公害の未然防止を図っています。
- ・大気質については、公害防止協定*の締結による規制や監視・測定により事業所からの汚染に対する抑止が図られており、概ね良好です。
- ・稲わらの焼却防止では、平成17年度において焼却率0.3%、すきこみ等への有効利用40.9%です。

イ 自動車排出ガス対策の推進

- ・平成10～15年度に低公害車*購入補助事業を実施し累計104台に補助しました。また、市はハイブリッド車7台、天然ガス車54台（平成17年度末）を率先導入しています。
- ・平成13・14年度には電動自転車利用促進補助事業を実施し、331台に補助しました。
- ・公共交通機関の利用促進を目的として、直江津駅・春日山駅・高田駅前等への自転車駐輪場の整備やパークアンドバスライド整備事業のほか、頸城（区）高速バス利用者用駐車場の整備や観桜会シャトルバス（主目的は渋滞緩和）の運行を行っています。
- ・平成17年度からエコドライブ*啓発キャンペーンやエコドライブ出前講座などを行っています。

ウ 監視体制の充実

- ・大気測定を継続するとともに、随時測定器の保守管理と更新を行っています。
- ・有害物質・未規制物質の監視体制では、年1回の調査を継続的に行っています。

【課題】

- ・大気汚染については、工場・事業所等の固定発生源から自動車の排気ガスや野焼きなど市民が直接原因となる問題へ移行してきており、地球温暖化*対策と併せ、まちづくりや公共交通利用促進施策と連携をとりながら進める必要があります。
- ・近年、光化学オキシダント*濃度が上昇傾向にあり、平成19年度には注意報が発令されました。

② きれいな水を守る

ア 生活排水*・事業所排水対策の推進

- ・平成18年度の公共下水道の普及率は対前年度比2.5%増の38.6%となりました。
- ・農業集落排水では、平成17年度に津有北部諏訪地区が供用開始し、全市おける普及率は18.1%となりました。
- ・合併処理浄化槽*設置については、平成9年度から平成17年度までの累計で2,794基に補助金を交付しています。

イ 有機溶剤等の化学物質対策の推進

- ・農薬の適正使用では、広報に特集記事を掲載するなど啓発を行っています。
- ・市道では除草剤を使用せず、草刈機による除草を行っています。
- ・有機溶剤使用に関して、特定事業所への立入り調査を行い、排出水の監視を行っています。
- ・地下水*汚染の概況調査、詳細調査及び定期モニタリングなどを行っています。

ウ 監視体制の整備・充実

- ・水質*測定、水生生物*による水質調査、魚類や底質の水銀汚染調査、河川水のダイオキシン類*調査を行っています。
- ・平成10年度から河川水の外因性内分泌かく乱化学物質*のモニタリングを実施しています。
- ・河川の水質基準については、環境基準*が達成・維持されています。

【課題】

- ・生活排水*処理基本計画に従い、生活排水処理率の向上を図ります。(平成27年度：94.0% ←平成16年度：55.6%)。
- ・油の流出事故が続いており、注意喚起など防止策を検討する必要があります。

③ まちの静けさを守る

ア 交通騒音*・交通振動対策の推進

- ・自動車専用道路における防音壁の設置を要望し、総延長11,767mとなっています。
- ・平成12年度から街路樹の整備を行っており、累計で植樹L=3,014mとなっています。
- ・道路に面する地域における環境基準の達成率は75%で、平成9年度と比較すると向上しています。
- ・自動車専用道路における環境基準の達成率は100%です。
- ・道路交通振動については、振動規制法に基づく「要請限度*」を超える地点はありません。

イ 近隣騒音*対策の推進

- ・平成17年度の一般地域における環境基準の達成率は85%で、平成9年度と比較すると向上しています。
- ・苦情の件数は、減少していません。

ウ 工場・建設作業の騒音・振動対策の推進

- ・工場等の未然防止対策では、協定工場への立入り調査を行っています。
- ・建築作業時の騒音・振動では、特定建設作業*の届出の徹底及び事前指導を行っています。
- ・施設改善や移転のための助成では、上越市工場移転特別融資制度により支援しています。

【課題】

- ・騒音・振動については、感じるレベルに個人差があるため、環境基準の達成状況を監視するとともに、苦情の発生を未然に防止するため、届出制度の周知、届出時の事前指導の徹底が必要です。
- ・道路設置者・管理者、産業振興部門（事業所の移転、環境保全資金の融資の促進など）との連携が必要です。

④ 清潔なまちをつくる

ア 悪臭防止対策の推進

- ・平成17年度、52軒の畜産農家の畜舎消毒に補助しました。
- ・平成17年4月の県条例改正にあわせ、市条例の対象施設の規模要件を見直しました。

イ 一般廃棄物*対策の推進

- ・町内会が設置するごみ集積所に対して補助を行っています（平成17年度補助実績：285基）。
- ・子ども会等の登録団体が有価物集団回収を行っています（平成17年度実績：登録団体：266 実施回数：501回 回収量：約2,358 t）。
- ・平成9年度から汚泥リサイクルパークで、汚泥と生ごみを混合し、発酵により発生したメタンガス*を燃料として発電しています（平成17年度実績：720,058kWh）。

ウ 産業廃棄物*対策の推進

- ・下水処理施設から排出される汚泥を、コンポスト*化やセメント化により100%リサイクル*しています。
- ・環境パトロール員によるパトロールを実施し、市民の廃棄物適正処理意識の啓発と不法投棄*未然防止啓発指導を行っています。

エ 有害廃棄物対策の推進

- ・PRTR法*に基づき、国・県により同法の対象事業所における排出量が把握されています。

【課題】

- ・悪臭防止法に基づき規制区域内の全ての事業所が規制の対象となっていることから、特にバイオマス*施設、畜産施設など臭気を発生する施設への指導を強化し未然防止に努める必要があります。
- ・畜産衛生対策として消毒を行っていますが、薬剤の使用制限や残留性にも配慮する必要があります。

※廃棄物については、「P30③ 環境にやさしく、物質・資源を利用する」に記載。

⑤ 土壌・地盤の安全性を確保する

ア 土壌汚染監視体制の充実

- ・環境保全型農業*推進指針の策定、有機農産物等認証制度の創設、堆肥センターの建設等を行いました。
- ・平成10年度から土壌のダイオキシン類*調査を行っていますが、環境基準*を達成しています。

イ 地盤沈下防止対策の推進

- ・雪処理対策として、流雪溝や消融雪溝の整備に加え、地中から採取した熱エネルギーで雪を溶かす無散水融雪施設、河川水加温消雪パイプの設置等を行いました。
- ・地下水*かん用対策として、透水性平板ブロックの利用による歩道整備を実施しています。
- ・上越地域揚水設備設置者等研修会を実施し、地下水の適正利用の啓発に努めています。
- ・地下水位等の監視とともに、届出の徹底等による地下水揚水量の把握と適正使用の指導を行っています。

【課題】

- ・ 土壌汚染は、地下水*汚染など二次的な汚染を引き起こすため、未然防止措置、拡散防止措置が必要です。
- ・ 地下水位や地層収縮量の監視、地下水の節水の啓発を行いました。平成17年度の年間最大沈下量は22mmで前年の19mmを上回りました。また、調査面積200km²のうち沈下面積が前年度の163km²から199km²に増加しました。
- ・ 地下水によらない消融雪や効率的な水の利用、休耕田を利用した地下水の涵養について検討する必要があります。
- ・ 消雪用地下水の利用は市民生活と密接に関わっており、地盤沈下に対する意識啓発により、使用の抑制を図る必要があります。

(2) 多様な自然環境が広がるまち

① みどり豊かな環境を守る

ア 山地・丘陵地のみどりの保全・活用

- ・ 治山事業では、治山工事や保安林保育を実施しています。
- ・ 水源保護地域を指定し、地域内で産業廃棄物*処理業など水質*汚濁を招くおそれのある事業の立地に関して事前協議を義務付けています（合併後各区の水源（表流水）の集水区域及びその周縁部を順次指定中）。
- ・ 森林保全では、上越市森林整備計画を策定したほか、森林保全巡視員により森林パトロールを実施しています。
- ・ 間伐材の有効利用では、林道施設の整備に当たり、ガードレール、土留め等に利用しています。
- ・ 松枯れ防止のため、薬剤地上散布を行っています（平成17年散布面積：49.5ha）。

イ 市街地のみどりの保全と回復

- ・ 平成11年度に「緑の基本計画」を策定し、平成12年度に「上越のみどりの憲章」を制定しました。
- ・ 上越市花と緑のまちづくり協議会では、市民の緑化推進運動への支援や、永続性のある緑地の確保のため、平成11年度から「22世紀に残したい上越のみどりの調査」を行っています。
- ・ 平成12年度に道路緑化基本計画を策定し、ミニフォレスト事業やロード・パートナーシップ事業、ドライバーの森づくり事業等地域住民やボランティアの参加による取組を行いました。
- ・ みどりの基金を平成11年度に創設し、緑化等に助成しています。
- ・ 平成13年度から緑化材料支給制度やみどりのアドバイザー派遣制度を行っています。

【課題】

- ・ 合併に対応した山地・丘陵地の保全に関する総合的な保全・活用の対策が必要です。
- ・ 名木、巨木、街路樹なども地域の財産として把握、保全する必要があります。
- ・ 町内会での緑化活動等が進められています。市では緑化ボランティアの育成や緑化活動の支援を行っており、引き続き市民参加のための施策を推進する必要があります。

② 水辺の自然を守る

ア 水辺の環境整備

- ・水道水源保護条例に基づき、水源保護地域を指定、保護しています。
- ・自然環境に配慮した河川整備が行われ、市民による河川美化、啓発活動が広がっています。
- ・河川環境整備では、青田川の多自然型改修を行っています。また、準用河川「前川」の改修において多自然型護岸を採用しました。
- ・農村整備では、「ほたるブロック」による自然に配慮した農業用水路や愛宕谷広場を県とともに整備しました。

【課題】

- ・源流域や河川の保全・復元だけでなく、河川以外の水辺空間である池沼、海辺などの身近に触れ合える水辺の自然を守り、活用する対策を検討する必要があります。
- ・生物の生息・生育空間としての保全を考慮し、基本目標「野生の動植物を守る」に掲げた施策とあわせて進めていく必要があります。
- ・環境学習のフィールドとしても活用を検討する必要があります。

③ 野生の動植物を守る

ア 野生動植物の生息・生育環境の保全

- ・国定公園、県立自然公園及び県自然環境保全地域が指定され、すぐれた風致景観*や良好な自然環境が保全されています。
- ・大規模開発行為の適正化に関する条例を制定し、無秩序な開発行為が抑制されています。
- ・鳥獣保護については、県が策定する鳥獣保護計画によって、保護区や銃猟禁止区域などが指定されています。

イ 自然保護思想の普及・啓発

- ・自然解説活動やイベントなどにより、自然保護に関する情報提供、啓発活動を行っています。
- ・平成5年度から自然観察ガイドブック「上越市の自然シリーズ（全10巻）」を刊行し、販売しています。
- ・様々な自然観察会等の啓発活動が環境情報センターなどの市施設や、NPO法人の主催で開催されています。
- ・緑の大切さを学ぶため、緑のハンドブックを配布しているほか、緑の少年団を結成し、活動しています。
- ・平成11年度からみどりの日フェスティバルを実施し、みどり豊かな環境を守り育てるための啓発を行っています。

【課題】

- ・開発に係る自然環境の保全についての事業者に対する教育が必要です。
- ・市町村合併後の自然環境の状況、野生動植物の生息状況などを把握する必要があります。
- ・捕獲など野生動物による被害防止対策の検討が必要です。

(3) 質の高い都市環境のまち

① みどりとのふれあいを高める

ア 公園緑地の整備・充実

- ・環境学習や森林体験活動の場として、くわどり市民の森においては、基本構想を平成9年度に、基本計画を平成10年度に策定し、平成11年度から整備を実施しています。
- ・都市公園など市街地における緑地が整備されています。
- ・公園緑地では、マイミニパーク事業やパークパートナーシップ事業を展開しており、緑化における施策と同様に住民参加による取組を進めています。
- ・公園、キャンプ場の施設整備を進めるとともに、平成14年度から山のこどもの国整備事業により、南葉高原キャンプ場をベースに自然とふれあう体験学習などを通して、子どもたちの健全な育成を目指しています。

イ 農地の活用

- ・環境保全に配慮した農業施策が進められています。
- ・転作田における景観*形成作物の導入と、景観形成及び畦畔管理の省力化のための芝生植栽実験を実施しています。
- ・農村環境計画では、動植物の貴重な生息・生育空間として河畔林や屋敷林などの保全を基本的方針として掲げています。

【課題】

- ・公園、緑地等については、整備した後、どのように維持・管理していくかが重要であり、市民との協働を進める必要があります。
- ・農地の活用については、環境保全型農業*の推進や農村景観の保全を、他の農業振興のための施策と併せて進めていく必要があります。

② 水辺とのふれあいを高める

ア うるおいとやすらぎのある水辺空間の創出

- ・河川の緑化を推進する必要がある区間について、桜などを植樹し、良好な水辺空間を形成する桜づつみモデル事業を推進しています。
- ・関川水辺プラザ整備では、地域交流の拠点となるような「にぎわいのある水辺」の創出を図っています。
- ・愛宕池及び蜂ヶ峰用水路周辺において、親水護岸、せせらぎ水路、遊歩道等を配置し、史跡「春日山城址」と遊歩道を連携させるなど、豊かで潤いのある快適な生活空間づくりを進めるための整備を県とともに実施しました。

イ 河川、池沼等の水質*浄化

- ・県事業で青田川統合河川整備事業（旧青田川河川再生事業）が実施されました。

【課題】

- ・河川整備における国、県との連携が必要です。
- ・高田公園のお堀やため池など身近な水辺環境を維持管理することは、動植物の保全や水辺とのふれあいの観点からも重要です。

③ まちの美しさゆとりを高める

ア 自然的景観の保全

- ・工事設計時において公共工事環境配慮マニュアルなどに基づいた整備を行っています。

- ・加賀街道の松並木を継承していくため、地元住民の協力を得ながら松の保護や補植を行っています。
- ・景観条例、景観基本計画、農村環境計画に基づき保全・整備が行われています。

イ 都市的景観の形成

- ・景観デザイン賞による顕彰、フォーラム、セミナー、情報誌などによる啓発を行っています。
- ・ふるさと新潟の顔づくりモデル事業の一環として、県施設デザインアップ事業により県道の修景整備や案内サインの設置などが行われています。
- ・平成12年3月に「上越市景観条例」を制定し、審議会を開催しています。
- ・平成15年6月から、景観*形成に関する届出制度を設け、景観形成に重大な影響を及ぼす行為等を指定し、一定規模を超える建設等に際して市への届出を義務付けました。
- ・平成15年度から景観アドバイザー制度を創設。各分野における専門家が景観に関する相談を受けています。

【課題】

- ・合併による変化に対応した景観保全施策の推進が必要です。
- ・文化の継承や現代的な利用という観点も踏まえ、はさ木や雁木など上越市らしい風景を保全していく必要があります。

④ 雪に強く・雪に親しみ・雪と共存する

ア 雪対策の推進

- ・平成12年度に、捨てられた雪を効率的に溶かすことを目的に、消流雪用水導入事業が実施され、稼動しています。
- ・克雪用水確保のため、儀明川ダム建設への取組が行われています。

イ 雪に親しむコミュニティの強化

- ・克雪住宅の整備に補助を行い、雪下ろしに伴う負担の軽減と危険防止を図っています（平成17年度実績：33件）
- ・毎年レルヒ祭（平成17年度観光客入込み実績：11,300人）やスノーフェスティバルなどのイベント等で雪と親しむ取組を行っています。
- ・雪国らしい文化財の保護では、国指定重要文化財「浄興寺本堂」修理事業に補助し、平成15年度に完了しました。
- ・安塚区を中心に雪冷熱を利用した施設の導入を進めており、日本でも有数の利雪先進地となっています（平成17年度末：計14か所、貯雪量4,541 t）。

【課題】

- ・雪のエネルギー資源としての活用をさらに推進する必要があります。

⑤ やすらぎと躍動感のある都市空間を創造する

ア 人にやさしい施設等の整備

- ・平成12年度に安江住宅集会所にスロープ、手すり、洋式便器の設置、平成14年度には子安住宅1号棟の集会所を長寿社会対応設計指針に準拠し整備しました。
- ・平成17年度までに交差点部の歩道の段差47か所を解消しました。

イ ゆとりある生活空間の整備

- ・平成12年度に高田公園水辺の生態系調査を実施しました。
- ・高齢者・障害者の専用居室等を増築、改築または改造するために必要な資金の貸付、介護や支援が必要な高齢者・障害者のいる世帯に住宅リフォーム費用を助成しています（平成17年度：116件）。

ウ レクリエーション施設の整備

- ・市民の森整備の推進（平成9年度～）のほか、山のこどもの国（平成14年度～）、里のこどもの国（平成8年度～）などの自然体験施設の整備事業を行っています。
- ・スーパーボブスレーの営業（平成17年度利用者数：63,723人）、BMX場（平成17年度利用者数：4,426人）とスキー場（金谷山）の営業（平成17年度利用者数：20,012人）を行っています。

エ 適正な土地利用計画

- ・平成11年度に都市計画マスタープランを策定し、計画を推進しています。
- ・地域別のまちづくり計画の策定や計画に基づき実施する事業に経費の一部を助成しています。平成9年度から平成17年度まで、11地区の計画策定に助成しました。
- ・計画策定などを支援するため、学術研究者や建築、環境デザイン等の専門家を派遣し、指導や助言を行うまちづくりコーディネート事業を行っています（平成9～17年度まで：派遣件数、累計79件）。

【課題】

- ・まちづくり協議会や河川の環境整備を行う協議会が設置され、市民によるまちづくりが進められており、今後も市民との協働を推進する必要があります。

⑥ 歴史的資源を守り、活用する

ア 歴史的資源*の保全・活用

- ・歴史的建造物の保存・活用・再生を通じたまちづくりを推進するために、「歴史的建造物を活かしたまちづくりのための市民活動の支援」、「歴史資源を活用した地域活性化事業の実施」、「調査研究・情報発信の推進」の観点から事業を実施しています。
- ・平成10年度から市史編さん事業を開始し、平成16年度に全21巻を刊行しました。
- ・平成8年度、春日山城史跡広場にものがたり館をオープンし、平成9年度から大手道の維持・管理を行っています。平成18年度から古道（桑取道）を整備し、維持・管理を行っています。
- ・春日山城址の活用を積極的に推進するため観光振興5か年計画とも連携を図り、観光資源としての利用を促進しています。

【課題】

- ・市や市民団体により、地域資源としての文化・歴史的資源の保全・活用を進めていますが、観光振興策とも連携し、歴史的資源の保全・活用を一層進める必要があります。

(4) 環境負荷の少ないまち

① 環境にやさしく、エネルギー利用を促進する

ア エネルギーの有効利用

- ・環境フェアの開催、エコライフ家庭事業の実施、環境情報紙の発行等で市民の意識啓発を図っています。
- ・ガス水道フェアにおいて、ガス高効率給湯暖房機等の周知を行っています。

イ 未利用エネルギーの利用

- ・燃料電池やバイオマス*など新エネルギー*の活用について、研究及び計画的な導入を進めるため、平成13年度に上越市地域新エネルギービジョンを策定しました。平成16年度にビジョンの具体的な推進方策の検討のため、新エネルギー導入推進検討委員会を設置しました。
- ・平成9年度から汚泥リサイクルパークで、汚泥と生ごみを混合し、発酵により発生したメタンガス*を燃料として発電しています（平成17年度実績：720,058kWh）。
- ・安塚区を中心に雪冷熱を利用した施設の導入を進めており、日本でも有数の利雪先進地となっています（平成17年度末：計14か所、貯雪量4,541 t）。

ウ 自然エネルギーの利用

- ・住宅用太陽光発電システムの設置補助を行っています（平成17年度末補助件数：累計120件）。
- ・公共施設に太陽光発電施設を率先導入しています（雁木通りプラザ等累計13か所）。
- ・直江津港公園（1号機）、三の輪台いこいの広場（2、3号機）、名立区うみてらす名立に計4機の風力発電施設を設置しています。

【課題】

- ・エネルギー使用量については増加傾向にあり、地球温暖化*対策と併せ省エネルギーを推進する必要があります。
- ・新エネルギーについては、市による率先導入とともに、事業者や一般家庭への普及拡大を進める必要があります。
- ・ごみの減量や産業振興施策と併せ、バイオマスの導入について検討する必要があります。

② 環境にやさしく、水資源を利用する

ア 適正な水循環のための対策

- ・平成11年度から、透水性平版ブロックの利用による歩道整備を実施しています。
- ・市内の表流水の水道水源について水源保護地域の指定を進めています。平成15年度からは、保護地域内において植林・下草刈など水源かん養事業を実施しています。

イ 水使用の適正化

- ・下水道処理水を近隣の開発地区でヒートポンプや中水道等に活用する予定ですが、現段階では処理水が少ないため、下水道センター内で消雪用等に利用しています。
- ・水道週間などにおいて、「水の大切さ」と「限りある資源」について周知しており、市民一人当たりの水の使用量は減少しています。
- ・平成12年度から雨水の有効利用を図るため、貯水タンク購入及び浄化槽の転用工事費に補助しました（平成15年度の事業終了までに35件補助）。
- ・小学校に雨水利活用トイレや雨水タンクなどを設置しています（高志小、春日小、大町小、城北中など全10校）。

【課題】

- ・水源としての森林や減反政策等で減少している水田への対応も必要です。
- ・雨水の有効利用や地下水*のかん養とあわせて、雨水利活用トイレなどを整備した施設を活用し、節水意識の浸透を図る必要があります。

③ 環境にやさしく、物資・資源を利用する

ア 環境にやさしい製品の利用

- ・平成12年度から環境情報センター内に、NPO法人に委託してエコ商品展示コーナーを設置しています。
- ・環境に配慮した製品に表示される環境ラベル*について、環境行動計画や環境情報センターの機関誌、こども環境生活冊子等で啓発しています。

イ ごみの減量化・再資源化の推進

- ・平成10年10月から合併前の上越市の全市域でごみの11品目の分別を開始し、平成13年10月からは13品目での分別を実施。現在、全市で生ごみを含めて14品目の分別を実施しています。
- ・保育園や学校に生ごみ処理機やコンポスト*を設置し、堆肥にして花壇等で利用しています。
- ・市内スーパーマーケット等において、ペットボトル、白トレイ、牛乳パックを回収し、リサイクル*を推進しています（店舗により回収品目が異なる）。
- ・子ども会等の登録団体が有価物集団回収を行っています（平成17年度実績：登録団体：266 実施回数：501回 回収量：約2,358 t）。

【課題】

- ・廃棄物の排出量は、年度ごとに増減を繰り返しながら全体的には微増の傾向を示しています。
- ・グリーン購入*の推進を市民、事業者に普及・拡大する必要があります。
- ・一般廃棄物処理基本計画の実現を図る必要があります。ごみの発生量の10%削減（平成16年度比）、家庭系ごみ資源化率50%、最終処分量50%削減（平成16年度比）。
- ・全市クリーン活動、有価物集団回収、ごみ減量市民運動、割り箸リサイクルへの市民参加の拡充、3Rオフィスクラブ認定事業所の拡大など市民、事業者との協働の推進が必要です。
- ・剪定枝の効率的回収、家庭ごみの特別収集デーの収集品目の拡大など市民ニーズへの対応が必要です。
- ・不法投棄*の未然防止対策が必要です。

(5) 地球環境にやさしいまち

① 地球環境の保全に貢献する

ア 二酸化炭素*の排出抑制

- ・平成17年度では、市域の温室効果ガス排出量は平成2年度比で40.8%増加しています。（約285万 t -CO₂）
- ・平成17年度に市の事務・事業から排出される温室効果ガス*を削減するため、上越市地球温暖化防止実行計画*を策定しました。
- ・節電等を通じ、環境負荷削減意識の醸成と啓発を図るエコライフ家庭を推進しています（平成17年度までに合計1,033世帯が参加）。
- ・市内の事業所において、石油類から環境負荷の小さい都市ガスへの燃料転換が進んでいます。

イ オゾン層*の破壊防止

- ・平成7年度からフロン*ガスの回収を実施していますが、家電リサイクル法の施行を受け、現在は法対象外の除湿機からの回収を行っています（平成17年度 856台を回収）。

ウ 熱帯林*の保全

- ・紙のリサイクル*については、事業者に対しては収集運搬許可業者を通して分別を依頼し、クリーンセンターに持ち込まれるものについては受付の際に指導しています。
- ・市ではグリーン購入*等の取組を通じ、再生紙利用に努めています。
- ・熱帯材使用型枠については、平成8年度から公共工事配慮マニュアルにより削減に努めています。

エ 酸性雨への対応

- ・市では、グリーン購入等の取組を通じ、低公害車*の導入のほかエネルギー使用や廃棄物焼却量を削減し、大気汚染物質の抑制に努めています。
- ・環境にやさしい運転を推進するため、IT技術利用エコドライブ診断モデル事業を実施しました。また、エコドライブ*の実践を広報等により周知しています。
- ・ISO14001*の環境目標として庁用車の燃料使用量削減に取り組みました（平成17年度 ガソリン使用量：基準実績に対し808ℓ削減）。

オ 野生生物の保護

- ・平成5年度から自然観察ガイドブック「上越市の自然シリーズ（全10巻）」を刊行し、販売しています。
- ・ハクチョウが飛来している上吉野池に観察看板及びリーフレットを設置しています。
- ・市内の8箇所の市営分収林を対象に、年間5ha前後を間伐し、森林整備を推進しています。

カ 広域的な取組

- ・海外代表団の受け入れ等の際に、市の環境施策を周知しています。
- ・平成10～12年度に環境先進都市であるドイツ・フライブルグ市を市民が視察しました。
- ・海岸への漂着物、重油など海洋汚染等について対応を協議し、情報収集にあたりとともに、パトロールや回収作業等を実施しています。

【課題】

- ・温室効果ガス*の排出量は、近年横ばい傾向にはあるものの、第1次環境基本計画の目標より大幅に上回っています。温室効果ガスの排出量は、市民生活や事業者の経済活動と密接に関連しているため、市民一人ひとりが削減対策を実施することが重要であり、市民版ISO事業など市民や事業者が実際に行動する施策を検討し、より一層の普及啓発を行う必要があります。
- ・温室効果ガスの削減につながる新エネルギー*の導入を市が率先して実行し、全市へ拡大していくことが重要です。
- ・酸性雨など広域に渡る問題については、国、県、他市町村と連携した施策が必要です。

(6) 環境の保全に向けて参加・行動するまち

- ① 環境保全への意識を高める
- ② 環境に配慮して行動する
- ③ 環境保全活動を積極的に行う

ア 啓発事業の推進

- ・環境情報センターの機関紙やホームページ上で情報提供を行っています。
- ・環境フェア、環境大賞の表彰、環境施設見学会などを実施しています。
- ・環境保全活動に取り組む市民に「地球環境パスポート」を発行し、啓発を図りました（平成11～14年度）。

イ 活動への支援

- ・地球環境大使養成塾（平成11、12年度）で、地域の環境リーダーとなる地球環境大使を養成。平成13年度から自主的な活動を支援しています。
- ・環境フェアを環境保全団体等と連携して実施しています。
- ・環境省のこどもエコクラブ*に登録した団体に必要な物品を提供し、活動を支援しています。
- ・ISO14001*認証取得支援では、平成10年度から平成13年度まで、認証取得に係る経費に対し補助金を交付。平成13年度にISOクラブを創設し、事業者間の情報交換や研修を行っています。

ウ 環境教育の推進

- ・市の学校教育実践上の重点に環境教育の推進を掲げ、これに基づき各学校で環境学習に取り組んでいます。
- ・平成15年度まで小学4～6年生にこども環境生活冊子を配布。平成16年度から、市のホームページに掲載しています。
- ・平成11年度に地球環境学校を開校。平成14年度からNPO法人に委託して体験学習プログラム、里山の自然やそこに暮らす人々の「自然と共に生きる知恵と心」にふれるプログラムを提供しています。
- ・平成12年度から環境情報センター内に、NPO法人に委託してリユース*コーナー、エコ商品展示コーナー、森の教室を設置し普及に努めています。
- ・平成14・15年度に「買い物でくらしを変えよう」ごみ半減県民運動に取り組み、普及啓発を行いました。平成16年度から「ごみ半減市民運動」として継続して取り組んでいます。

エ 環境に関する情報の提供

- ・毎年「上越市の環境」を発行し、環境の現状と施策について公表しています。
- ・平成13年度に環境情報センターのホームページを開設し、「上越市の環境」など環境情報を受発信しています。

オ 市民参加の推進

- ・平成9年度から環境モニターを委嘱し、意見や提案を施策に反映させています（平成17年度末累計意見数：769件）。
- ・市民と市長の対話集会を行い、市民本位のまちづくりを推進しています（平成17年度：16会場、約2,500人が参加）。
- ・市民及び識見を有する人等による環境審議会を設置し、環境基本計画に関する事項等について審議を行っています。

【課題】

- ・地球環境学校、市民の森、環境情報センターの開設・運営等、環境学習施設を整備し、市内の小・中学校等が利用しています。引き続き、各施設が有効に利用されるように周知を進めて行く必要があります。
- ・市ではホームページ等による環境情報の提供を行っており、今後も提供する情報の内容を精査し、迅速な情報提供を推進する必要があります。また、定期的に市民の意識や行動の実態を把握し、施策の効果を検証する必要があります。
- ・参加・行動、環境教育・学習は、すべての環境問題に共通することから、総合的な対応を検討する必要があります。



4 環境施策の検証

(1) 第1次環境基本計画の検証

① 第1次環境基本計画の概要

- 策定：平成10年1月
- 計画期間：平成9年度～概ね平成17年度
- 対象とする範囲：「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」、「エネルギー・物質循環」、「地球環境」、「参加・行動」
- 将来都市像：みどりの生活快適都市・上越
- 望ましい環境像：「①公害のないまち、安全なまち」、「②多様な自然環境が広がるまち」、「③質の高い都市環境のまち」、「④環境負荷の少ない町」、「⑤地球環境にやさしいまち」、「⑥環境の保全に向けて参加・行動するまち」
- 内容：環境施策のリストアップと体系化。
基本目標：19、施策の項目：51、主要な事業：142

② 第1次環境基本計画の課題

項目	課題
基本目標	事業の体系化に適した目標の構成になっていなかったため、施策や事業の重複があるなど、分かりにくく、計画の管理がしづらい面があった。
施策の体系	環境基本計画への掲載の必要性が高くない施策や事業も掲載されており、重要課題や重点施策がなかった。また、社会・経済分野への環境配慮の織込みが不十分であった。
計画の推進	自然環境保全、環境影響評価*等に関する条例の整備が進んでいない。
	事業レベルでの取組みが主になり、施策としての一体性、継続性が弱かった。
	事業レベルでの進捗管理が主になり、基本計画全体としての進捗状況の把握や評価が十分でなかった。
	進捗管理に環境マネジメントシステム*を活用することとしていたが、連携が不十分であった。
	進捗状況の庁内外への情報提供が不十分であった。

(2) 環境施策における主な課題

項目	課題
全般	事業の真の目的を認識せず、手段が目的になってしまっている事業があり、事業の完了や他の手段への転換の見極めが難しくなっている。
	事業が完了した後の評価、フォローがなく、施策としての継続性が確保されていないものがある。
	目的が同じでも実施主体が異なる場合、事業間の連携が十分にとられておらず、市全体としてみると、施策が効率的に推進されていないものがある。
	国・県、NPO法人など他の主体との連携が不十分である。
	育成した人材や整備した施設で有効に活用されていないものがある。
水質*	市民の水環境への満足度が低い。
水辺	海岸侵食が進行している。
地下水 [地盤沈下]	最大沈下量、沈下面積が増加しており、平成12年度と平成16年度に地盤沈下警報が発令されている。
廃棄物	資源化率は向上しているが、ごみの排出量が減少していない。
生物	外来種対策、希少動植物の保護等が不十分である。
温暖化	平成17年度では、市域の温室効果ガス*の排出量が平成2年度比で40.8%増加している。

(3) 第2次環境基本計画の基本的視点

第1次環境基本計画の課題及び環境施策における主な課題などから次のような基本的な視点を設定しました。

